

令和6年度 安中市総合教育会議 会議録

日時 令和7年1月22日(水) 午後1時30分から午後2時50分まで  
場所 松井田庁舎2階 特別会議室

出席者

【市長部局】

市長	岩井 均
保健福祉部長	大谷 雄一
福祉課長	中嶋 寛之
子ども課長	東崎 育子
健康づくり課	小井土 朋子

【教育委員会】

教育長	岩崎 聡
教育長職務代理者	中島 卯
委員	佐藤 和子
委員	高橋 恵美
委員	三宅 豊

【教育委員会事務局】

教育部長	小黒 勝明
総務課長	井上 昇
学校教育課長	関井 貴美枝
生涯学習課長	飯野 靖之

書記	平柳 好美
----	-------

※ 読みやすさ等のため、発言の内容や趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回し等を整理しています。

◇ 教育部長

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから、令和6年度安中市総合教育会議を開会させていただきます。

皆様には、ご多用のところご参集いただき、ありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます教育部長の小黑です。よろしくお願いいたします。

皆様もご承知のとおり、総合教育会議は、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、本市の教育課題やあるべき姿を共有し、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るために開催されるものです。

それでは、開催にあたりまして、岩井市長からご挨拶をいただきます。

○ 市長

\* 挨拶

◇ 教育部長

ありがとうございました。

続いて、教育委員会を代表して、岩崎教育長からご挨拶をお願いいたします。

◇ 教育長

\* 挨拶

◇ 教育部長

ありがとうございました。

続いて、本日まで出席の教育委員の皆様から自己紹介をお願いいたします。併せまして、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。

\* 委員、事務局職員が、それぞれ自己紹介を行った。

◇ 教育部長

続いて、本日の資料の確認をさせていただきます。

\* 会議資料の確認を行った。

◇ 教育部長

それでは、次第の4「協議事項」となります。総合教育会議につきましては、地方公共団体の長であります市長が招集・主宰することとなっておりますので、ここからの進行をお願いいたします。

○ 市長

それでは、私の方で進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次第の4「協議事項」に入ります。

本日の協議事項は、「療育と教育の連携について」です。本件に関して、各課より取り組み状

況及び課題等について説明を求めたいと思います。学校教育課からお願いします。

#### ◇ 学校教育課長

##### \* 資料等に基づき説明

お手元にあります「多様な学びの場」の資料をごらんください。こちらは、本市における教育支援の流れについてまとめたチラシになります。就学の相談に来られた保護者の方にお渡ししているものです。

まず、各校及び学校教育課による教育支援の現状について説明いたします。資料の下段には、県立特別支援学校を記載しております。本市に居住しており、特別支援学校へ通学している児童生徒は、合計30名となっております。特別支援学校ですが、本人や保護者が支援校への就学を希望していても、障害の程度によっては就学できない場合もございます。そのため、特別支援学校を希望される保護者には、より丁寧な教育支援が必要となります。上段にあります、居住地小学校ですが、通常の学級と特別支援学級がございます。令和6年5月1日現在で、特別支援学級に在籍している児童生徒は、小中合わせて147名です。こちらは全児童生徒数の約4.6%になります。令和元年度は、約2.9%でしたので、5年間でおおよそ1.5倍となっております。中段にあります、通級指導教室ですが、こちらは、通常の学級に在籍する児童生徒が放課後等に通う教室となります。市内には、安中小学校に言語通級指導教室、松井田小学校、第一中学校に発達支援通級指導教室がございます。令和6年5月1日現在で、通級指導教室に通級している児童生徒は、合計160名です。通級指導教室では、障害による学習上、生活上の困難を改善、克服することを目的とする指導を行っております。特別支援学級に在籍する児童生徒と通級指導教室に通級する児童生徒の合計は、307名となりますので、全児童生徒のおおよそ9.5%にあたります。つまり、障害の種類や程度は異なりますが、特別支援教育を受けている児童生徒が約1割程度いることとなります。

裏面の「入学までの流れ」をご覧ください。学校教育課への就学に関する相談は、令和6年度には18名の保護者からございました。就学前に療育を受けているお子さんの保護者からの相談が多く見られます。保護者からの相談を受け、学校教育課の担当者は、福祉課や子ども課等と連絡をとりあい、情報を共有します。また、実際に子どもの様子を保育園や療育を受けている事業所等に見に行ったり、入学予定の学校へつないだりしております。早めに相談をしていただくことで、よりお子さんにあった支援・指導につながると考えております。

続きまして、教育支援情報交換会についてです。例年7月に新入学児童に関する「教育支援情報交換会」を実施しております。ここでは、福祉課、子ども課、健康づくり課の職員等に参加していただき、各課等に乳幼児検診での様子や家庭状況、受けている療育等について情報交換をしております。その結果については、必要に応じて学校へお伝えしております。入学後の指導・支援に役立つ情報を共有することができるため、大変有効な会議になります。

学校で行っている就学时健診についてです。多くの学校が10月頃に各校で就学时健康診断を行います。ここでは、健康診断の他に、知能検査や言葉の検査も行います。言葉の検査の結果を受けて、言語通級指導教室では、気になるお子さんについて2次検査を実施し、必要に応じて言語通級指導教室の案内を各家庭へ送付しています。また、知能検査の結果や当日の様子等から、各校では、保護者に対して就学の相談を進めていきます。

このような教育支援を進める上で課題となる点が2つございます。1つは、児童生徒一人一人の障害による学習上または生活上の困難さが以前に比べより厳しくなっていることです。排泄の支援が必要であったり、多動的傾向が強く危機回避が難しかったりする児童生徒も見られ

ます。このような子どもたちの将来における社会的自立を目指すには、医療機関や専門機関等とつながりをもてるように、家庭へのアプローチをしていくとともに、療育との連携を深め、切れ目ない支援を進めていくことが必要であると考えます。2つめは、保育園やこども園等から小学校入学へとつなぐ時点での教育支援の難しさです。小学校に入学し、学校という集団での生活に適應できないお子さんも目立ちます。集団生活を送る上で求められる社会性や行動面での発達について、小学校入学前に把握し、受け入れる教職員と情報を共有したり、専門相談機関等へつなげたりできれば、入学後の指導・支援につなげることができるのではないかと考えます。

説明は以上となります。

○ 市長

ありがとうございました。

続きまして、福祉課からお願いいたします。

◇ 福祉課長

\* 資料等に基づき説明

初めに、療育手帳について説明いたします。療育手帳は、知的機能の障害により、日常生活に何らかの援助が必要な方が取得できます。手帳を希望する場合は判定機関で療育手帳に該当するか判定を受ける必要があります。判定機関とは、18歳未満は児童相談所、18歳以上は心身障害者福祉センターとなります。判定を受けたあと、市の窓口で手帳交付の申請をし、市は申請書を判定機関へ送付し、心身障害者福祉センターが判定機関の結果をもとに、療育手帳を交付します。手帳は市へ送付され、市から申請者へ渡します。手帳は障害の程度により、最重度のA1からA2・A3・B1・B2までの5つに認定されます。20歳前までは有効期限があり、更新時に再判定を行い、等級が変更する場合がありますが、20歳に最終判定を行い、無期限の手帳となります。等級により支援内容は異なりますが、手帳を取得することで様々な支援を受けることができます。等級にかかわらず、就学前の幼児は児童発達支援事業所への通所ができ、小学校就学後から高校生までは放課後等デイサービスへの通所ができます。ここでは日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適應訓練、生活能力向上のための必要な訓練を受けることができます。また、経済的な支援として、障害児福祉手当と安中市在宅重度障害児介護手当があります。障害児福祉手当は、市内に居住する療育手帳判定がA程度で、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方に支給されるものです。所得による支給制限はありますが、今年度は月額15,690円支給しています。安中市在宅重度障害児介護手当は、市内に居住する療育手帳判定がA1・A2または身体障害者手帳1級の、20歳未満の在宅児童の保護者に月1,000円支給しています。障害福祉サービスや各手当は申請することにより受けられますので、手帳交付時に案内を行っております。

続きまして、ことばと発達相談室について説明いたします。ことばと発達相談室は平成26年度から福祉課が開設、運営しており、谷津庁舎の2階で週3回行っています。相談室では、ことばの発達や発音に悩みや不安を抱えているお子さんを対象に、遊びを通して、発音や発声の練習を行っております。通っているお子さんは、年中・年長児を優先的にしております。これは就学を前に不安に感じ相談に来所する保護者が多いためですが、先生と訓練のやり取りができれば年少児でも通えます。相談室は元教諭と保育士の2名で行っております。一人30分程度の個別指導で、口の周りの筋肉を鍛える遊びや、舌を上手に使えるような指導を、遊びを通して行っておりま

す。指導後は自由遊びの時間をつくり、お子さんが継続して楽しく通えるようにしています。全体で1時間程度となります。また、言葉について専門的な相談が受けられるように年6回言語聴覚士による言語相談を行い、言葉だけでなく発達面も含め相談できるよう、月1回心理士による相談を希望する保護者に行っております。初めて通われる方(親子)には、市の保健師による面談を行います。また、月1回、児童に係わる市の保健師と相談室の職員、心理士を交え、通っているお子さんの情報交換をおこなっております。

続きまして、子育て支援ノートの説明をさせていただきます。子育て支援ノートは平成23年度から出生届や転入時に、お子さんをお持ちの保護者に健康づくり課から配布しております。このノートは保護者がお子さんの成長の様子を、0歳から中学生まで記録することができ、乳幼児健診、入園や進級、就学時健診、相談窓口等で支援者に提示することで、お子さんの様子を詳しく伝える資料として活用できます。作成の経緯は平成21年度に安中市自立支援協議会発達支援部会にて、子育て支援ファイル作成のためのワーキング会議を立ち上げ、関係者で2年間検討を重ね、作成しました。保護者が、義務教育が終わるまでお子さんの成長記録を残せるように、また入園、就学によりお子さんに関わる支援者が変わっても、成長発達の状況がスムーズに伝わることを目的としております。その後、発達支援部会で内容の見直しを行い、名称も子育て支援ファイルから子育て支援ノートへ変更しました。子育て支援ノートは、成長の記録を記入できる他に、各年齢の相談窓口の一覧も掲載しています。

最後にコンサルテーションについて説明いたします。コンサルテーションは群馬県の事業になります。市から県に事業の依頼を行い、県の心理士をこども園、保育所等に派遣して、園児の様子を観察し、適切な対応について保育士等に助言を行います。派遣までの流れとしましては、園が希望して福祉課が窓口となり、園と心理士の日程調整を行います。当日は園へ心理士が訪問し、対象児の集団活動や、自由遊び、お昼の様子を観察して、心理士から園の職員へ助言を行います。また市の健診で経過観察や家庭児童相談でかかわりのある対象児については、市の保健師や家庭児童相談員も参加し、心理士からの意見をもとに、具体的な支援方法を一緒に考えたりします。1園につき年3回利用することができます。

説明は以上となります。

○ 市長

ありがとうございました。

続きまして、子ども課からお願いいたします。

◇ 子ども課長

\* 資料等に基づき説明

家庭児童相談について説明させていただきます。令和4年12月から、子ども課内に「子ども家庭総合支援拠点」を設置しております。子ども家庭総合支援拠点は、子どもの健やかな成長をサポートするための相談支援業務を行っており、相談内容に応じた子育て支援サービスや制度の案内、関係機関との連絡調整などの支援を行うほか、児童虐待が心配される相談など、子どもや子育てに関する内容の相談に応じています。令和5年度の家庭児童相談の実件数は88件、対応した延べ件数は1,298件です。

家庭児童相談のチラシをご覧ください。保育園・こども園の先生方から、子どもの性格や行動などが心配な場合の保護者の相談窓口を紹介してほしいと話があったことから、昨年5月に、保

育園・こども園の全園児に「家庭児童相談」と「ことばと発達相談室」のチラシを配布しました。それまでも園での掲示をお願いしておりましたが、全園児に配布することにより気軽に市へ相談していただくようご案内したものです。

次に、気になる子支援事業について説明いたします。保育園やこども園から、個別に支援が必要となる「気になる子」への支援として、以前から補助保育士を雇うための補助金を要望されておりました。令和7年度の新規事業として「気になる子支援事業補助金」を予算計上しました。気になる子の支援にあたる補助保育士の人件費を補助するもので、子どもが早期の手厚い支援により集団生活できるようになることを期待しております。

次に、「こども家庭センター」について説明いたします。相談支援業務につきましては、現在、母子保健分野は健康づくり課の「子育て世代包括支援センター」、児童福祉分野は子ども課の「子ども家庭総合支援拠点」で業務を行っております。令和4年の改正児童福祉法により、「こども家庭センター」の設置が努力義務化されたことに伴い、本市でも「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を維持した上で組織を見直し、児童福祉及び母子保健の包括的支援を行う「こども家庭センター」の設置に向け準備を進めているところです。妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を充実してまいります。

最後に、子育てガイドブックについて説明いたします。妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない子育て支援を目指し、子育てに役立つ情報をまとめた「子育てガイドブック」を株式会社サイネックスと共同で製作し、令和6年6月に発行しました。市内保育園・認定こども園や子育て支援センターを通じて子育て世帯へ配布するほか、妊娠届出時にお渡しています。内容ですが、14ページ「子育てカレンダー」、16ページ「妊娠がわかったら」、18ページ「赤ちゃんが生まれたら」、28ページ「子育て支援」、31ページ「ひとり親家庭への支援」、33ページ「保育入所について」、38ページ「保育園・幼稚園・認定こども園」、43ページ「小学校・中学校」、48ページ「障がい児福祉」、50ページ「医療機関」、54ページ「知っておきたい情報・市民相談」となっており、大変多くの情報が掲載されております。前回は令和3年6月、3年前に発行しましたが、今回のリニューアルで、4ページの親子でお出かけできるマップにおむつ替えができる施設を、おむつ替えができる施設一覧を11ページに掲載しました。子育てをする中で分からないことがあったときなどに、子育て中の方や子育てに携わる方にお役立ていただきたいと考えております。

説明は以上となります。

○ 市長

ありがとうございました。

続きまして、健康づくり課からお願いいたします。

◇ 健康づくり課長

\* 資料等に基づき説明

乳幼児健診と療育への連携の2点についてご説明いたします。

母子保健事業のチラシをご覧ください。令和6年度に行っております保健事業一覧となっております。半分から下に検診について記載しております。

はじめに、乳幼児健診についてですが、母子保健法では、健康診査について義務と任意に規定しています。1歳6か月児健診と3歳児健診につきましては、義務となっていて、その他の健診は任意で各市町村で対象となる時期を定めています。本市では、4か月児、

8か月児、2歳児、2歳6か月児を対象に任意の健診を実施しています。各健診では、問診、診察、事後指導等を行っており、従事者は保健師、栄養士、医師、歯科医師、歯科衛生士、心理士等ですが、月齢に応じて健診項目や従事者等が少し異なります。4か月及び8か月児健診は身体の発育状態や首の座り等の発達状況を小児科医師が確認し、体重増加や予防接種の確認等を保健師、助産師が行っています。離乳食開始準備等の相談には栄養士が応じています。1歳児すくすく相談は健診ではなく相談で、医師が来ない相談となっています。歯科衛生士による歯みがき相談が中心となり、希望者にはフッ素塗布があります。

1歳以降の健診時、希望者にはフッ素塗布を実施しています。1歳6か月児健診からは小児科医の診察に加えて歯科診察も始まります。一人歩きや発語の状況を確認しています。2歳児歯科健診、2歳6か月児歯科健診は歯科健診で小児科の診察はありません。偏食や歯みがき等の相談に応じることが多いです。1歳6か月児、2歳児、2歳6か月の健診の問診時に行動観察を取り入れ、アイコンタクト、共同注意、指差し、ふり遊び等を行い、発達障害に特化した問診を行っています。心配なお子さんには心理士による発達相談をご案内しています。3歳児健診では眼科屈折検査、尿検査、耳の検査等もあります。

次に、療育への連携につきましては、訪問や健診等で心配な子どもに対して、それぞれの年齢にあった教室を案内し、経過観察を行っています。資料の右側にフォローアップとして教室等を記載していますが、こちらが心配なお子さんに声をかけて教室に参加してもらい経過観察を行っております。必要に応じて二次健診(こども発達相談)につないでいます。こども発達相談を経て、福祉課で管轄しています障害児のサービス等を利用するお子さんも増えてきている状況です。

説明は以上となります。

#### ○ 市長

ありがとうございました。

各課からの取り組み状況及び課題についての説明が終わりました。説明の内容について、何かご質問や療育と教育のさらなる連携に向けてご意見がありましたらお願いします。

#### ■ 佐藤委員

以前よりも、事業内容が深まっていると感じました。

「療育と教育の連携について」のテーマが挙がっていますが、それぞれの課の事業について説明を受けました。中でも一番、療育との関係事業を推進している課は健康づくり課と感じました。健康づくり課は療育ということを具体的にどのようにしようという考えに基づいて、いろいろなフォローアップ教室等を行っていると思いますが、福祉課・子ども課において、療育について課の中で話題になっている話や取り組みについて、このような事業が必要とか、もっと強化した方がいいところはあるか等、検討したような話題があれば教えていただきたいと思います。

例えば、福祉課はサービスを提供する課を強調していましたが、サービス提供だけでなく、その後の関わりが必要な場合もありますよね。そのような子ども達に対して、福祉課としての関わりはどういうふうにしていけばよいか等の話題とか、こんなことができればいいね、こういうことがあればもっと生活しやすいのではないか、など検討したような事柄、話題に上がっているようなことがあれば教えていただきたいと思っています。

#### ◇ 福祉課長

経済的な支援等の必要性について話題に上がることはありますが、それ以外の話題が出た記憶はありません。

■ 佐藤委員

今行っている事業が最高のサービスではないと思います。事業を行っていると、いろいろな問題が出てきます。その問題や課題から、新たな事業や新たな支援・サービスへと結び付き事業が成り立っていくと感じたのでお聞きました。

ありがとうございます。

○ 市長

子ども課は何かありますか。

◇ 子ども課長

家庭児童相談に相談を寄せられる家庭や保育園から相談がよせられた家庭の子たちをどのようにつなげていくか、各担当が工夫しておこなっております。

現在は、母子保健の部分と持っている情報が異なりますが、今度は「こども家庭センター」を設置し一緒に支援していくことにより情報共有がよりスムーズになると考えられます。

■ 中島委員

子ども課から「こども家庭総合センター」への移行についての説明がありましたが、イメージというか、どんな機能を持ったセンターなのか教えていただけますか。

◇ 子ども課長

健康づくり課の「子育て世代包括支援センター」と子ども課の「子ども家庭総合支援拠点」を合わせたものです。組織と施設とは今の段階では別に考えております。機能的には、それぞれの機能を持ちつつ、情報共有をさらに深め対応を検討していきます。新庁舎へ移転後は一か所になる予定です。今あるものを発展させていくというイメージになります。

■ 中島委員

健康づくり課と子ども課が、それぞれを持っている機能を同じ場所に合わせるということですか。

◇ 健康づくり課長

組織として行うということです。

安中市は比較的人口規模がそんなに大きくなく、出生数も年間220人前後です。課は異なりますが、子ども課と健康づくり課それぞれ保健師同士で情報共有をはかっている状況です。健診が3歳児で終わり保育園等に入園すると、そこからは子ども課の範疇であるというイメージが市民の方も強いようです。健康づくり課としては、特に3歳児健診で終わりということではなく、それ以降も相談に応じています。相談する部署が変わってしまうと、親御さんもどこに相談していいかがわからなくなってしまいます。そこで「こども家庭センター」で切れ目がなく相談に応じていく仕組み作りを考えています。

■ 中島委員

健康づくり課では、3歳児健診までを行っていますが、自治体によっては5歳児健診を

行っているところもあります。5歳児健診を行うメリットとデメリットについて、また安中市としての方向性について説明をお願いいたします。

#### ◇ 健康づくり課長

昨年度から、国が5歳児健診を行った自治体に補助金を出しており、おそらく全国的に5歳児健診を行う自治体が増えてくると思われます。

安中市の場合、平成27年頃に、5歳児健診導入について医師会と相談した経緯があります。その結果、二次健診（子ども発達相談）を開始することになりました。

ただ、集団に入らないと、集団生活がうまくやっけていけないなど、課題が浮き彫りにならないお子さんも多くいます。健診で一对一の関わりはできているからお母さんも問題として捉えていないが、集団生活になると周りと同じことができない、入園して初めて浮き彫りになってくるという状況の中で、やはり5歳児健診を行った方がより効果的なのではないかという国の流れが出てきています。安中市としても何もしないということは今後難しい状況だと感じていますが、健診なので医師会の先生方にもお世話にならないとできません。医師会の先生方にも相談しながら、どのような方向ならできるかを検討し始めているところです。

また、健診をおこない、そこで課題がある子ども達の受け皿が限られた場所しかないのが今の状況です。健診をしたら終わりではなく、その後の支援等が重要であることから、健診をやればよいという話にもなりません。その部分も含めながら、来年度に向けて今検討しています。

#### ■ 中島委員

ありがとうございました。ぜひその方向で進めていただきたいと思います。

5歳児健診がおこなわれた方が、子ども達が入園してから発達段階の中で課題が出てくると思われますので、それを把握した上で、小学校につなげていただきたいと思います。

また、先ほど説明がありましたが、健診にて問題あり、で終わったら意味がありません。それも含めて検討していただければありがたいと思いました。

それから、学校教育課から福祉課・子ども課・健康づくり課と情報交換をしている説明を受けましたが、学校と幼稚園や保育園等との連携も大事だと思いますが、その辺の連携について教えていただきたいと思います。

#### ◇ 学校教育課長

小学校入学前のお子さんの情報については、学校が多くの子が入園する保育園やこども園等に出かけて行き情報交換をおこなっております。しかし、他市、例えば高崎や遠くの保育園に通っている子ども達もおりますので、全ての保育園と連携が取れているというわけではないと思います。

また、生活科等で1年生と幼稚園保育園の園児との交流する授業も行っています。

#### ■ 中島委員

これも昔からの課題だと思いますが、子ども達や親御さんの方も安心すると思うので、学校と幼稚園や保育園と工夫しながら連携を図っていただきたいと思います。

#### ◇ 学校教育課長

小学校と幼稚園や保育園等との連携に関しては、県や国からも求められているものですので、本市としどのような方法がよいか検討していきたいと思います。

■ 佐藤委員

子ども課の「こども家庭センター」は、保健センターの機能と子ども課の必要な部分を一緒にするという事ですね。それは、施設ができれば、1つの組織にするということですか。それとも別々のところであって、センターという名前を挙げて、その中で対応していくということなのでしょうか。

◇ 子ども課長

令和7年度につきましては、施設としては、現在の健康づくり課・子ども課の別の場所になります。令和8年度、新庁舎に移った後には、1つの場所でおこなっていきます。

■ 佐藤委員

それは職員も一緒になるということですか。

組織としてなるから、健康づくり課の中の職員が配置されるということですか。配置されずに、子ども課に職員だけが業務をおこなうということですか。

◇ 健康づくり課長

母子保健と児童福祉の相談を一体的に行う「こども家庭センター」の設置を予定しています。「こども家庭センター」には統括支援員を配置することが必須となっています。

母子保健と児童福祉の両方の経験を積んだ保健師等の職員を統括支援員として配置し、母子保健と児童福祉の両方の相談を切れ目なく行っていく予定です。

■ 佐藤委員

統括する方の下に関係職員が配置されるということですか。

◇ 健康づくり課長

係員の配置について特に決まりはありませんが、統括支援員というまとめる役職の人を一人配置することになっています。

■ 佐藤委員

うまく進められそうですか。

◇ 健康づくり課長

既に設置している市町村もあります。同じ課でおこなっている市町村もあり、別々の課で行っているところもあります。市町村により進め方がいろいろあります。

本市では、現在、母子保健分野と児童福祉分野で毎月打ち合わせとケース会議をおこなっており、連携を図っていますので、うまく進めることができると考えています。

■ 佐藤委員

わかりました。

■ 中島委員

連携って非常に難しいと感じています。

現在、安中小学校に言語通級指導教室があり、子ども課にはことばの教室がありますが、例えば、そこを一緒におこなう、同じ場所で指導する。そうすれば、市長部局の職員と教

育委員会の職員が、同じ場所で一方が幼稚園や保育園の子ども達を見る。子ども達は年齢に達すれば小学校に通い始めるので、入学前から情報共有が可能となる。それにより連携が強化されるのではないのでしょうか。

どうせ設置するのであれば同じ場所につくるところで、非常に効率もいいと思います。また、子ども達が安心して小学校に通え、親御さんも安心できると思います。現在あるものを使ってやるほうがより連携が深まると思います。

ひとつの案として提案させていただきましたが、市長部局と教育委員会の垣根を越えて一緒におこなう。そうすれば非常にいい施設になると思います。

◇ 健康づくり課長

現在も就学時の健診で、発音等に課題があるお子さんを、言葉と発達相談室に紹介していただいたりしています。言語通級指導教室には就学しないと通えませんので、入学前に1ヶ月でも2ヶ月でも早く訓練が始められるといいということで紹介していただいています。

■ 中島委員

最善の方法を検討していただきたいと思います。

■ 佐藤委員

私も中島委員さんの意見に賛成です。一緒に仕事をする事で、その後の事業等を行うときに、課題や問題等を同じレベルで考えられると思います。各課から子ども達の問題についていろいろな話があり、また学校からも以前に比べて子ども達の課題が多いと説明がありました。今ある組織で一緒にできるのであればいいと思いますし、日常的に連携できるような体制づくりが必要だと感じています。

健康づくり課でおこなっている二次健診（子ども発達相談）ですが、発達相談は誰がおこなっていて、その後のフォローについて具体的に教えてください。

◇ 健康づくり課長

二次健診は発達専門医に来ていただき相談等をおこなっています。保護者の希望に合わせて、その子の特性を検査していただいています。その後、親御さんが希望すれば療育機関を案内している状況です。

■ 佐藤委員

紹介した後のフォローは、どのようにしていますか。

◇ 健康づくり課長

児童発達支援を利用する場合は、相談支援専門員がつきサービスを使うこととなりますので、相談員にお願いしています。

引き続き、健康づくり課でも保育園や親御さんからの相談を受けています。

■ 佐藤委員

そのフォローは福祉課だけでなく、健康づくり課も一緒におこなっているのですか。

◇ 健康づくり課長

相談があれば必要に応じて一緒に行います。地区担当保健師が就学就園の相談にも応じ

ています。

#### ■ 佐藤委員

特性のある子ども達の保護者が抱えている問題は大きいと思います。

私達は健診や相談時に、その子たちの様子をみますが、保護者は24時間子どもと向き合うわけですね。子どもさん1人1人個性が違うし、向き合い方も保護者1人1人みんな違うと思います。ですので、子どもだけでなく、保護者への支援についても支援の柱の一つにさせていただけたらと思います。それにより就学後の学校の日常生活の子どもの自立、例えば、ご飯を食べる、トイレへ行く、着替える等に結びついていくと思います。それは家庭で親御さんが愛情をかけて子どもと向き合うことで成り立っていくことだと思いますので、子どもの支援だけではなく、保護者支援をすることが子どもの将来を作っていくことになることを考慮していただけたらと感じます。

#### ◇ 健康づくり課長

ありがとうございます。

#### ■ 高橋委員

教育関係の方や市役所関係の方は、各課の事業内容や療育や教育の線引きについて理解していると思いますが、私達のような保護者からするとその線引きがあまり理解できていないと思います。年齢によって相談する課が変わってしまうと、今まで積み上げてきた信頼関係も変わってしまう気がします。

新しく設置される「子ども家庭センター」は、母子保健と児童福祉の両方の経験を積んだ職員が中心となり、相談・支援等の割り振りを行う、ケアワーカーさんみたいなのかなと思いました。長期間継続的に支援して、療育から教育に変わった場合は、こちらです等の細かい支援ができるほうが良いと感じました。

また、先ほど説明された5歳児健診後の受け皿がないという話ですが、仮に健診で言語に問題があったときに、安中小学校の言語通級指導教室は小学生が対象なので通えない。多動が見受けられても、発達支援通級に通えない。そのような壁があるってことですよね。その壁がなくなれば、入学前でも発達支援通級や言語通級指導教室に通うことができるとは思いますが、行政の枠組みの中で難しい現実があるのですかね。

#### ◇ 健康づくり課長

最初の質問の統括支援員ですが、相談を割り振るわけではありません。

3歳の健診までは健康づくり課。その後保育園に入園すると、保育園の関係部署が子ども課なので、子ども課に相談した方がいいのか、どちらに相談した方がいいか迷っている方もいます。

統括支援員は、課題があるお子さんが出てきたときにその後の支援について、子どもが健やかに成長できるように支援の枠組みをどのように組んだらいいかを中心になって決める、まとめ役といったイメージです。ですので、今後親御さんが、相談する内容や年齢によって相談する課を考えるのではなく、子どものことは全て「子ども家庭センター」に相談すればいいということを広報していきたいと考えています。親御さんがどこに相談したらよいかわからないという現状を打破したいと考え、「子ども家庭センター」を設置し、子どものことは何でも相談できる施設を目指しています。

また、健診後の受け皿の部分ですが、やはり学校に上がらないと学校の通級には通えない等の事情もあり、保健福祉部内でその子ども達をどうしたらいいか検討し言葉と発達相

談室を始めた経緯があります。現在は、別々でおこなっていますが、今後、教育委員さんがおっしゃってくださったように、安中市のお子さんは年齢に関係なく通えるような施設が出来上がってくると思っています。

■ 高橋委員

それが出来たら親御さん達も心強いと思います。ぜひよろしくお願いします。

■ 三宅委員

各課の取り組み等の説明を聞いたり資料を見させてもらったり、学校訪問をしたとき、以前よりずいぶん進んだと感じました。

今出た意見を聞いていると、仕組みを作るのには、予算の問題や人員等の様々な問題・課題があると思います。会議では沢山意見が出ると思います。数年経過して会議の中で、何年か前にも同じ意見が出た経験をしたこともあります。問題や課題の中から、出来ること、少し頑張れば出来ること、出来ないことを区別して、何が課題なのか、どこまでできるか、どこまでやるのかを考えてもらえたらよいと思います。対象が子ども達や悩んでいる親御さんですので、親身に話を聞く仕組みや親身な対応が必要と感じています。今、子どもの問題だけでなく、親御さん、大人でも自ら命を失ってしまうという話も聞きます。どこかに相談できる、1人で悩まない。誰か1人でも相談できたり、話せたりする人がいれば、かなりの人は救われると思いますので、大変かと思いますが、親御さんが病んだり、悩んだりしたときに、親身に聞いてもらえる仕組みづくりができればいいと思います。

また、住みやすい町が一番だと思います。安中市は「住みやすいよね」「子育てしやすいよね」「みんなが優しいよね」等、気持ちの問題ですが、他市に誇れるような市になればいいと思っています。すぐできることではないと思いますが、そのような信念を持っていれば進むのではないかと思います。よろしくお願いします。

○ 市長

他には、よろしいですか。

それでは本日予定されておりました協議事項につきましては終了とさせていただきます。事務局に進行をお返しします。

◇ 教育部長

市長、委員の皆様、ありがとうございました。

続きまして次第の5「その他」に移ります。

\* 総務課長が、会議録の作成について説明。

◇ 教育部長

事務局からは以上でございます。

委員の皆様から他に何かございましたら、お願いいたします。

\* 発言等は無かった。

◇ 教育部長

無いようですので次に進めます。

次第の6「市長の会議総括」です。岩井市長、お願いいたします。

○ 市長

教育委員の皆さまからいろいろのご意見・ご質問いただきましてありがとうございます。

非常に有意義なお話をいただきました。三宅委員から、こういった議論というのは何年か前からあっても、振り返ってみるとあのとき議論したなというところも私も実感するところでは。

令和7年度から「こども家庭センター」を設置し、相談のハードルを下げることは、非常に大事だと思っています。少しでも何か問題・課題・悩み等があれば、すぐに相談できるような仕組みをつくっていきたいと考えております。

いろいろな意見等をきき、療育と教育の連携は大事だと再認識しました。先ほどの学校教育課長の説明で、1割程度の子どもが特別支援と関わりがあり、年々その比率が高まってきたとの話がありました。より療育と教育の連携が重要になってくると思いました。

連携には、縦の連携と横の連携があり、縦の連携は世代間、先ほどから出ておりますけれども、幼稚園・保育園・小学校等の連携、いかに幼稚園・保育園等からスムーズに小学校に移行できるかが非常に大事です。私も保育園・幼稚園・認定こども園等に昨年一昨年、訪問させていただきまして、現場からも小学校等の連携をお願いしたいとの意見をいただきました。

教育委員会と保健福祉部と一緒に進めなければいけないと思っています。やる場合は、より上位の者からいろいろ話をして進めていくほうが組織的にやりやすいと思っています。そういった意味では、教育委員会からアプローチをするといった取り組みが必要だなと感じております。

横の連携、特別支援教育の現場を見ると、特別支援の資格を持った先生方も増えてきていますので、状況を知っている方が現場にいていただけることは非常に大事で心強く感じています。ぜひ教育委員会と保健福祉部と連携をとりながらやっていく必要があると思います。

また、5歳児健診の話も認定こども園等の現場から、やってもらいたいとの要望があります。将来的には5歳児健診をする方向ではありますが、それに向かって体制を整えていきたいと考えております。

ぜひこれからも療育と教育の連携について、安中市としてしっかりと取り組んでいきたいと考えておりますので、今日いただいたご意見等も参考にしながら取り組んでいきたいと思っております。本日は数多くのご意見ご提案をいただきまして誠にありがとうございました。

◇ 教育部長

岩井市長ありがとうございました。

これをもちまして、令和6年度、安中市総合教育会議を閉会とさせていただきます。皆さん大変お疲れ様でした。